

大阪府・大阪市税務事務連携協議会の設置について

これまでの大阪府と大阪市の税務事務の検討体制

大阪府・大阪市税務事務連携に関する勉強会 (H23.12~)	大阪府・大阪市地方税徴収向上対策連絡会議 (H18.3~)
<p>○目的：府市統合までに当面実施可能な業務連携を進める</p> <p>○構成：府：税務室長、室内2課長、関係課長補佐等 市：税務総長、税務部長、関係課長・課長代理等</p> <p>○内容</p> <p>①法人関係共同調査チーム …平成24年秋開始 ②滞納整理特別対策チーム …同上 ③法人関係受付窓口の統合 …平成25年4月開始</p>	<p>○目的…徴収に関する情報交換等を行い、徴収確保を進める</p> <p>○構成…府：税務室徴収対策課長、関係課長補佐等 市：税務部収税課長・課長代理・係長等</p> <p>○内容…徴収対策、合同公売、実務研修、個別事案対策</p>

既存の府・市連携に係る検討体制を改組し、府税・市税全般に係る事項を検討・方針決定する協議会を要綱設置

府・市税務部門の統一した組織マネジメントを強化し、賦課・徴収全般の共同取り組みを推進！

大阪府・大阪市 税務事務連携協議会

府・市が連携・協力し、住民サービスの向上、効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収及び徴収確保を図ることを目的として、府・市における都道府県税・市町村税（以下「地方税」という。）の賦課徴収全般に係る事項について協議し、府・市の税務部門としての方針を決定するもの。

- ◆ 所掌事務
- (1) 府・市の税務事務の連携に関する事項
 - (2) 地方税の適正な賦課徴収の確保に必要な事項
 - (3) 新たな大都市制度後における税務事務に関する事項
- ◆ 協議会の運営等
- 会長⇒大阪府総務部税務室長、副会長⇒大阪市財政局税務総長
 - 協議会の会議は原則公開とする。(会議の内容に個人情報が含まれる場合などは、例外的に非公開)
 - 検討項目の詳細については、部会を設置して検討する。

新たな大都市制度への移行までにも可能な府税と市税の業務統合に向け、積極的に取り組む。

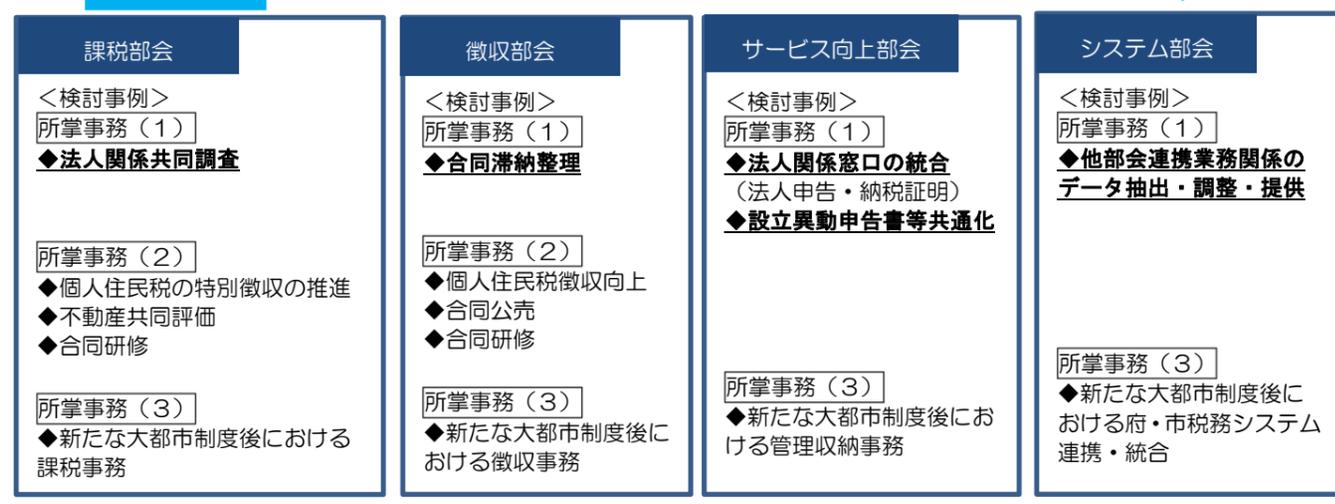
【当面の検討事項】以下の府・市の税務事務連携に関する事項を検討

- ① 法人関係共同調査チーム(仮称)の設置 ⇒平成24年10月スタートに向け、調査手法や調査対象等について最終調整中
- ② 滞納整理特別対策チーム(仮称)の設置 ⇒平成24年10月スタートに向け、共同取り組み事案を選定中
- ③ 法人関係受付窓口の統合 ⇒平成25年4月設置に向け、受付方法、設立申告等統一化、窓口改修工事、システム移設等を協議中

大阪府・大阪市税務事務連携協議会の構成

<p>【大阪府】総務部(11名)</p> <p>税務室長 税政課長・徴収対策課長・税政課参事 税政課 総務補佐・改革推進補佐・システム補佐 徴収対策課 事業税補佐・不動産補佐 管理補佐・地方税徴収向上補佐</p>	<p>【大阪市】財政局(7名)</p> <p>税務総長 税務部長 管理課長・システム担当課長 課税課長・固定資産税担当課長 収税課長</p>
--	--

府・市の税務部門としての
方針決定！



◆ 今後のスケジュール

